

政令第三百八十八号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律

第三十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年

十二月一日とする。

理由

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。